

第2次印西市自殺対策推進計画

～いのち支えあういんざい自殺対策計画～

策定基本方針

1. 策定の趣旨

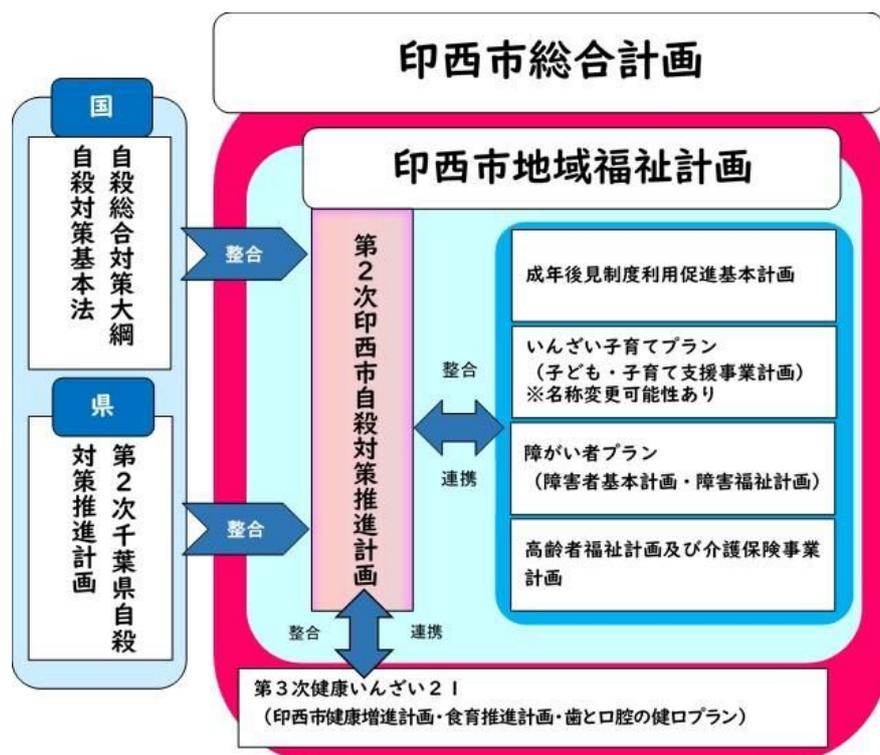
本市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、令和3年3月に「いのち支えあういんざい自殺対策計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、自殺対策に取り組んできました。本市の自殺死亡率は、全国及び千葉県より下回っているものの、いまだに自殺に追い込まれている方がいる現状です。

この間、国においては、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、これまでの取り組みに加え、「子ども、若者の自殺対策の更なる推進、強化」や「女性に対する支援の強化」などが追加されています。

このような状況を踏まえ、現行計画が令和7年度に最終年度を迎えることから、引き続き自殺対策を推進していくため、「第2次印西市自殺対策推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

第2次計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。現行計画の基本方針を継承しつつ、国の「自殺総合対策大綱」や千葉県の「第2次千葉県自殺対策推進計画」及び、市の最上位計画である「印西市総合計画」の個別分野実施計画として、関連するその他の計画との整合性を図りながら進めていきます。



3. 計画期間

現行計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。第2次計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や国、県の政策、市の上位計画における施策の変更等があった場合は、必要に応じて第2次計画の見直しを行うものとします。

4. 策定体制

(1) 印西市健康づくり推進協議会

公募市民、保健所職員、市医代表、市歯科医代表、市薬剤師代表、市学校関係者、知識経験を有する者などで構成する「印西市健康づくり推進協議会」において審議していただきます。

(2) 印西市自殺対策推進庁内会議の設置（施策・事業の調整）

市職員で構成する推進会議及び庁内作業部会において、施策・事業に関連性のある庁内部署と適宜調整を行うとともに、計画の検討を行います。

(3) 市民参加（パブリックコメントを実施）

計画案がまとまった段階で市民意見公募手続き（パブリックコメント）を実施します。

5. 策定スケジュール（予定）

令和6年度	10月	印西市自殺対策推進庁内会議	【策定基本方針】
	10月	印西市健康づくり推進協議会	【策定基本方針】
	1月	印西市自殺対策推進庁内会議	【計画骨子案】
	2月	印西市健康づくり推進協議会	【計画骨子案】
令和7年度	6月	印西市自殺対策推進庁内会議（作業部会）	【素案】
	8月	印西市自殺対策推進庁内会議	【素案】
	10月	印西市健康づくり推進協議会	【素案】
	11~12月	市民意見公募手続き（パブリックコメント）	
	12月	印西市自殺対策推進庁内会議（作業部会）	【最終案】
	1月	印西市自殺対策推進庁内会議	【最終案】
	2月	印西市健康づくり推進協議会	【最終案】
	3月	議会配付	